平成２７年（フ）第１４号
滋賀県守山市守山６丁目16番11―105号
債務者　宮田千賀子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
兵庫県姫路市東辻井３丁目10―305号ロイヤルステイツ東辻井
債務者　加世田一弥
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１９号
広島市安佐南区祇園６丁目３番４―201号
債務者　石井　典子（旧姓根石）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２号
広島市西区己斐東１丁目２番８―102号
債務者　小田隆こと　小田　隆子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
山口県下関市豊浦町大字黒井2871番地８
債務者　山口　直美（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
愛媛県松山市西長戸町293番地14
債務者　久保　達男
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３８５号
東京都足立区梅田７丁目29―14―901
債務者　野口メリーグレースこと　ノグチ　メリー　グレース　カニア
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４６２号
埼玉県川口市芝富士２丁目１―20
債務者　大久保　愛
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４８３号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目８―20　ウィンドフォートＢ103
債務者　大寺　綾子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４８４号
東京都大田区蒲田本町２丁目６―10―202
債務者　工藤　秀雄
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４８７号
東京都世田谷区給田４丁目11―10　第一富美荘202
債務者　渡邉　博行
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９２号
千葉県松戸市五香６丁目10―２　北丘ハイツＢ棟101
債務者　寺西　正博
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９３号
東京都台東区千束２丁目24―５―1003
債務者　清水　洋志
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９４号
東京都墨田区向島５丁目18―８―303
債務者　小谷中友見
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９５号
東京都品川区中延３丁目５―16
債務者　米田加壽弥
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４９９号
埼玉県吉川市吉川団地３―６―406
債務者　木村　雄一
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部